

議案第83号

幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幕別町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

給料表は、行政職給料表（別表第1）のとおりとする。

第4条第2項中「規則で定める」を「等級別基準職務表（別表第2）のとおりとする」に改める。

第5条第1項中「規則で定める職務の級の分類基準」を「等級別基準職務表」に改める。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条関係）

等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	主事、技師、保育士、保健師、栄養士又は教諭の職務 主事補又は技師補の職務
2級	主任の職務
3級	主査の職務
4級	主幹、次長又は場長の職務 係長、副主幹、保育所長、保育長、保育士長、技師長又は教諭長の職務
5級	課長、参事、所長、館長、農業委員会事務局長又は監査委員事務局長の職務 重要な業務を行う主幹、次長又は場長の職務
6級	部長、室長、会計管理者、支所長又は議会事務局長の職務

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正後の幕別町職員の給与に関する

条例別表第2の職務の級に在職する職員であって、当該職務の級の標準的な職務に該当しないものの職務の級については、他の職員との権衡を失しない範囲内において、町長が定める。